

第3 スプリンクラー設備

問1 スプリンクラー設備の規則第13条区画について

- (1) エレベーター及びダムウェーターの扉は規則第13条第1項第1号ハに該当するか。
- (2) 避難階段は廊下と同様に取扱ってよいか。
- (3) 区画を貫通するダクト等に用いるダンパーは、煙感知器と連動して閉鎖するものでなければならないか。

答 (1) 該当しない。ただし、規則第13条の規定に適合する附室を設け区画するか、又は建築基準法に規定する特定防火設備（シャッターを除く。）を設置した場合は該当する。

(2) お見込みのとおり。

(3) お見込みのとおり。ただし、煙感知器の設置が不適な場合は、熱感知器と連動させて差し支えない。

問2 スプリンクラー設備の自動警報装置に係る音響装置の指導はいかにすべきか。

答 規則第14条第1項第4号によること。ただし、音響警報装置は、ウォーターモーターゴング（水車ベル）、ベル等によるものとする。

なお、自動火災報知設備又は自動火災報知設備と連動等の放送設備により有効な警報（スプリンクラー設備が起動した旨の警報を含む。）が発せられる場合にあっては、音響警報装置を設けないことができる。★

問3 加圧送水装置の補助ポンプに非常電源を附置するよう指導すべきか。又、主ポンプと補助ポンプの呼水槽を兼用してもよいか。

答 前段 必要ない。

後段 容量に関係なく兼用を認めて差し支えない。★

問4 制御弁、流水検知装置を設置する場合、いかなる場所に設置したらよいか、ご教示願いたい。

答 点検に便利で、かつ火災による被害を受けるおそれが少ないP S等防火戸及び不燃材料で区画した場所に設置するよう指導されたい。★

問5 スプリンクラーヘッド免除部分については、規則第13条第2項に示されているが、風除室はスプリンクラーヘッドを緩和することはできないか。また、サウナ室についてはどうか。

答 風除室については、スプリンクラーヘッドを緩和することは認められない。また、サウナ室については、当該サウナの形態にかかわらず、スプリンクラーヘッドの設置を要しない部分として取り扱って差し支えない。★

問6 配管の摩擦損失計算に伴う配水管又は枝管の口径と取付けるヘッダの個数についてご教示下さい。

答 (1) 標準型ヘッダの場合は、次表によりたい。なお、補助散水栓はヘッダの数に入れない。★

ヘッダの 合計個数	2個以下	3個以下	5個以下	10個以下	20個以下	21個以上
配管の 呼び方	25A以上	32A以上	40A以上	50A以上	65A以上	80A以上

(枝管に取付けるヘッダの数は、一つの枝管につき5個を限度とする。)

(2) 小区画型ヘッダを用いるスプリンクラー設備の管口径は、一の放水区域の小区画型ヘッダの取付個数に応じ、次の表に掲げる管の呼び以上のものとする。★

ヘッダの 合計個数	3個以下	4個以下	8個以下	16個以下	32個以下	33個以上
配管の 呼び方	25A以上	32A以上	40A以上	50A以上	65A以上	80A以上

(枝管に取付るヘッダの数は、一つの枝管につき5個を限度とする。)

問7 スプリンクラー設備補助散水栓の位置表示灯の点滅（フリッカー）についてご教示願いたい。

答 点滅方式（フリッカー）を指導すること。★

問8 既存の病院に対するスプリンクラー設備適及に伴う防火区画等による特例措置（昭和62年10月27日付消防予第188号）についてご教示願いたい。

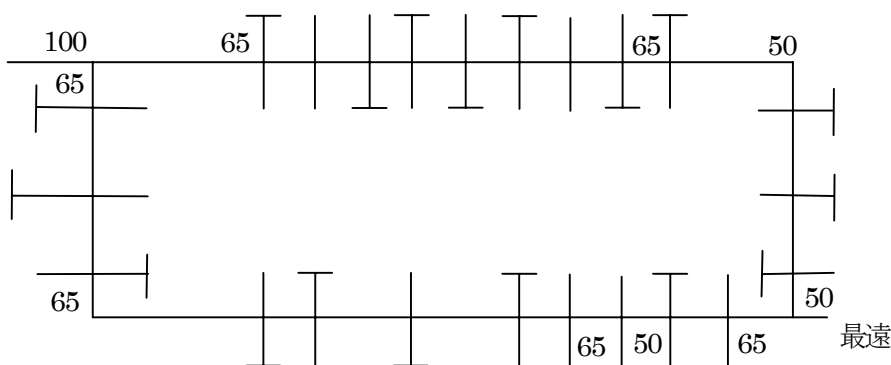
- (1) ダムウェーターの附室とは、どの程度のものが該当するのか。
- (2) 廊下等に面したダムウェーターは、廊下全体を区画すれば認められるか。
- (3) 精神病院で常時施錠されているX線テレビ室及び3階以上にある保護室（独房で保護監察の対象となる者を収容する部屋）は、病室等として取扱うことができるか。

答 (1) については、規模、面積は問わない。なお、開口部前面に附室を設けるか又はダムウェーター開口部前面を煙感知器連動の甲種防火戸で区画する方法がある。

(2) については、認められない。廊下に面したダムウェーターについても(1)の方式で廊下とは別区画とすること。

(3) X線テレビ室は検査室とし、保護室は病室等として取扱う。

問9 スプリンクラー設備配管のループ方式について、ご教示願いたい。



上記配管は、認められるか。

答 ループ方式の場合、主配管は規則第13条の6の規定により算出されたヘッド個数によるものとする。

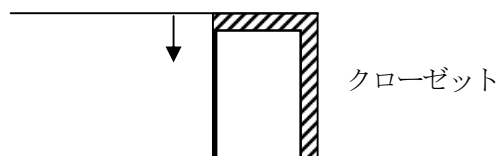
ヘッドの同時開放個数10以下の防火対象物 65A以上

上記以外 80A以上

なお、いずれも配管の摩擦損失計算上支障ない管径とする。★

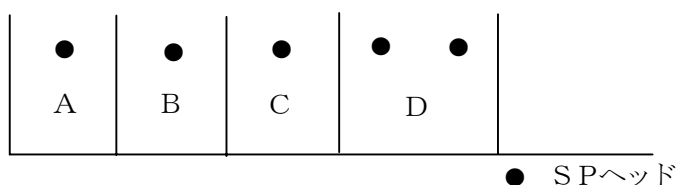
問10 ホテル客室等のクローゼット等で、0.5㎡程度の小区画部分についてヘッド免除できないか。

答 原則免除できない。ただし、クローゼットの壁及び天井を不燃材料で仕上げ、扉が木造等である場合で、当該部分の正面の天井にヘッドが設置されている場合は当該ヘッドにより有効に消火できると認められるため免除してさしつかえない。★



問11 大型店舗で多量の火気を使用する厨房等が連続してある際、下図のような措置をした場合、区画されたものとみなし床面積及び消費熱量の合算をしないことができるか。

なお、店舗AからDを合算すると、令第13条第1項の多量の火気を使用する部分で床面積200㎡以上に該当するものとする。



(1) 各店舗の天井及び壁を不燃材料で仕上げる。

(2) 店舗内及び前面通路には、スプリンクラーヘッドが基準どおり設置されている。

答 令第32条を適用し、設問のとおり取り扱ってさしつかえない。★

問 12 削除

問 13 床面積の合計が3,000㎡以上の既存の物品販売店舗等にあつては、平成2年12月1日の改正により平成6年11月30日までに現行基準に従ってスプリンクラー設備設置が義務付けられたところである。

既存の病院の特例（188号通知）、既存の社会福祉施設の特例（189号通知）によれば、「77号通知」の特例措置ができる旨明記されているが「既存の物品販売店舗等に対する消防用設備等の技術上の基準の特例について」（平成2年8月1日付け消防予第106号）では、明記されていない。物品販売店舗等についても病院、社会福祉施設同様に「77号通知」を適用しても差し支えないか伺いたい。

また、既存の物品販売店舗等の屋内消火栓設備がある場合、これをスプリンクラー設備に改造することができるか伺いたい。

答 既存の物品販売店舗等の特例についても、「77号通知」を既存の病院、社会福祉施設と同様の取扱いをして差し支えない。

また、既存の屋内消火栓設備の改造についても、ポンプ容量、配水管口径等基準に適合すれば差し支えない。

なお、既存の防火対象物に対する特例については、各消防本部の令第32条により取り扱われたい。

問 14 階ごとのアラーム弁の警戒について御教示下さい。

答 各階のアラーム弁の警戒は、その警戒面積を3000㎡ごとに行なうこと。なお、1の階において系統が2以上ある場合の送水口の数にあつては、当該系統ごとに設置するものとし、系統ごとの配管をバイパス接続すること。 ★

問15 規則第13条第2項で、新たに規定された3施設について、「主として身体障害の程度が重い者」とあるが、「主として」とは、具体的にどの程度の割合を示すのか。

答 当該施設の全入所者のうち、身体障害者等級（「身体障害者福祉法施行規則」（昭和25年厚生省令第15号）第5条第3項及び別表第5）「1級の者」が概ね8割を超える場合とされたい。（平成16年12月24日付け消防予第258号）